

台風時・地震発生時等における登下校及び授業について

三重県立水産高等学校（平成 28 年 7 月 1 日版）

1. 始業前に暴風警報、暴風雪警報、特別警報（大雨特別警報、暴風特別警報、暴風雪特別警報および大雪特別警報）および津波警報が発表されている場合

- (1) 始業前に、伊勢志摩地域（伊勢市、志摩市、鳥羽市、度会郡）もしくは居住地域に暴風警報、暴風雪警報、特別警報および津波警報が発表されている場合、生徒は登校せず、自宅待機とする。
- (2) ただし、警報が午前 11 時までに解除された場合は、解除後 2 時間の余裕を持って授業を開始する。
- (3) 午前 11 時においてもなお警報が解除されない場合は当日の授業、部活動は全て中止する。

注意

- (ア) 上記（2）において、巡航船やバスなどの運行が休止されたときや、道路・橋等の決壊や浸水等により登校に危険が予想されるときは登校を見合わせる事。
- (イ) 暴風警報等については、インターネット、テレビ、ラジオなどで各自最新の情報を得ること。

2. 始業後に暴風警報、暴風雪警報、特別警報および津波警報が発表された場合

- (1) 原則として直ちに授業を中止し、速やかに生徒を帰宅させる。
- (2) ただし、台風の中心位置、進行方向、速度、発表等における気象状況、地域の道路、橋梁、浸水の状況、輸送機関の状況等から判断して、安全に帰宅することが困難な生徒には、学校に待機させ、保護者と密接な連絡を取ることとする。（状況に応じて学校が指示する）
- (3) 伊勢志摩地域と他の地域で差が認められた場合は、その都度校長が判断する。

3. その他の警報

高潮・波浪・大雨・洪水・大雪の注意報もしくは警報および津波注意報が発表された場合でも、道路、橋梁の決壊、浸水等により登下校に危険が予想される地域の生徒ならびに輸送機関のまひ等により登下校が困難な生徒については、上記に準じる。（生徒は学校に状況を報告すること）

4. 安全確保の留意点

- (1) 登下校の際、危険個所に十分注意して安全を優先した行動を取ること。特に、地域の道路、橋梁、浸水状況、交通機関の状況を確認して行動すること。
- (2) 各自最新の気象・交通に関する情報を確認すること。
- (3) 部活動、課外授業等の教育活動もすべて同様に行動すること。特別に許可することはないので、ただちに上記の行動を取ること。
- (4) 交通マヒで駅などに立ち往生になった生徒は、保護者または学校に連絡・報告すること。

参考

防災みえ. jp      <http://www.bousaimie.jp>